

第6回小林市・野尻町合併協議会  
( 会 議 録 )

日時：平成21年7月30日(木)

午後1時30分から

場所：野尻町農村環境改善センターホール

小林市・野尻町合併協議会

## 第 6 回 小 林 市 ・ 野 尻 町 合 併 協 議 会 次 第

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 議 事

### 報 告 事 項

報告事項標題	部会
報告第 2 6 号 第 5 回 小 林 市 ・ 野 尻 町 合 併 協 議 会 以 降 の 経 過 に つ い て	-
報告第 2 7 号 小 林 市 ・ 野 尻 町 合 併 協 議 会 委 員 の 変 更 に つ い て	-
報告第 2 8 号 その他関係【選挙】について	総務
報告第 2 9 号 自治会・行政連絡機構の取扱いについて	企画財政
報告第 3 0 号 町名・字名の取扱いについて	〃
報告第 3 1 号 その他関係【市町の計画、運輸・通信】について	〃
報告第 3 2 号 その他関係【企画】について	〃
報告第 3 3 号 農林水産関係について	産業建設
報告第 3 4 号 商工・観光関係について	〃
報告第 3 5 号 補助金、交付金等の取扱い（商工・観光関係）について	〃
報告第 3 6 号 建設関係について	〃
報告第 3 7 号 下水道関係について	〃
報告第 3 8 号 水道関係について	〃

### 確 認 事 項

- 1 . 第 7 回 小 林 市 ・ 野 尻 町 合 併 協 議 会 の 開 催 に つ い て
- 2 . 第 8 回 小 林 市 ・ 野 尻 町 合 併 協 議 会 の 開 催 に つ い て
- 3 . 第 9 回 小 林 市 ・ 野 尻 町 合 併 協 議 会 の 開 催 に つ い て
- 4 . 第 1 0 回 小 林 市 ・ 野 尻 町 合 併 協 議 会 の 開 催 に つ い て

### 小 林 市 ・ 野 尻 町 合 併 協 議 会 委 員 等 名 簿

- 4 そ の 他
- 5 閉 会

第6回 小林市・野尻町合併協議会 出席者

(小林市・野尻町合併協議会委員)

- |        |      |       |        |    |     |
|--------|------|-------|--------|----|-----|
| 1. 会長  | 小林市長 | 堀 泰一郎 | 17. 委員 | 淵上 | 貞繼  |
| 2. 副会長 | 野尻町長 | 長瀬 道大 | 18. "  | 楠元 | 千恵子 |
| 3. 委員  | 大浦   | 竹光    | 19. "  | 福本 | 誠作  |
| 4. "   | 蔵本   | 茂弘    | 20. "  | 穴見 | 嘉宏  |
| 5. "   | 溝口   | 誠二    | 21. "  | 見越 | 南州男 |
| 6. "   | 小畠   | 利春    | 22. "  | 楠元 | フタミ |
| 7. "   | 小野   | 信雄    | 23. "  | 古川 | 幸男  |
| 8. "   | 伊藤   | 正一    | 24. "  | 竹山 | 昭徳  |
| 9. "   | 山田   | 福雄    |        |    |     |
| 10. "  | 種子田  | 與市    |        |    |     |
| 11. "  | 坂本   | 新平    |        |    |     |
| 12. "  | 西岡   | 長成    |        |    |     |
| 13. "  | 下別府  | 明     |        |    |     |
| 14. "  | 高岩   | 都津子   |        |    |     |
| 15. "  | 龍神   | 豊美    |        |    |     |
| 16. "  | 坂下   | 実千代   |        |    |     |

(顧問)

宮崎縣市町村課市町村合併支援室長  
茂 雄二

宮崎県農政水産部西諸県農林振興局長  
串間 秀敏

(幹事)

小林市	末元 三夫	野尻町	吉田 哲幸
	肥後 正弘		内村 明生
	上谷 和徳		谷元 弘朗
	南崎 淳一郎		大谷 幸一
	久米 勝彦		

(事務局)

事務局長	倉園 凡生	事務局次長	谷川 浩二
事務局員	鶴水 義広	事務局員	税所 将晃
"	野口 健史	"	西園 孝信
"	柴内 敏彦	"	田島 聡
"	楠元 いず美	"	篠原 修治

(欠席者)

委員	深草 哲朗	委員	坂下 春則
----	-------	----	-------

以上 (敬称略)

午後 1 時30分開会	
事務局	<p>皆さん、こんにちは。ご案内をいたしました時間となりました。本日は、合併協議会にご出席いただき、ありがとうございます。</p> <p>私は、本日の進行役を務めさせていただきます調整グループの税所と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>会議に先立ちまして皆様をお願いをいたします。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードにさせていただきますようお願いいたします。また傍聴の皆様は傍聴規程に基づき、お静かに傍聴くださいますようお願いいたします。</p> <p>まず、本日の会議につきましては、22名の委員の皆さんがご出席でございます。従いまして、小林市・野尻町合併協議会規約第10条の規定によりまして、会議の定足数に達しておりますので、本会議は成立しておりますことを前もってご報告を申し上げます。</p> <p>それでは、最初に、本協議会の会長であります堀小林市長にごあいさつをお願いいたします。</p>
会長	<p>皆さん、こんにちは。第6回の協議会を開催するにあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。</p> <p>毎日厳しい暑さが続いておりますけれども、国政におきましては、7月21日に衆議院が解散をされました。今回は「政権選択選挙」とも言われておりまして、8月30日の投開票に向けまして、にわかに政局が熱くなってきております。</p> <p>選挙管理委員会では連日、選挙準備に追われておりますが、選挙関係の合併に関する準備作業は一応終了しているというふうに聞いているところであります。</p> <p>さて、来年3月23日の合併へ向けまして、事務事業の調整、条例・規則の整備、電算システム統合等の準備作業を鋭意進めておりますが、各専門部会・分科会・プロジェクト等との準備作業につきましても、順調に進捗しているとの報告を受けておるところであります。</p> <p>本日の協議会では、幹事会・専門部会での調整が済んだものの中から、住民生活に密接な関係のある11項目についてご報告をさせていただきます。</p> <p>また、今回、議会の委員長交代に伴いまして、協議会委員の変更がありましたので、後ほど報告をさせていただきます。</p> <p>委員の皆様方には、最後まで熱心なご協議をいただきますようお願い申し上げます。ありがとうございます。</p>
事務局	<p>それでは、議事に入る前に、議長選出となっておりますが、協議会規約第10条によりまして、会長が会議の議長となると定められておりますので、これから会長のほうで議事進行についてよろしくお願いいたしますと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、規約の定めによりまして、しばらくの間、私が議事を進めさせていただきます。ご協力方よろしくお願いいたします。</p> <p>まず、協議会会議運営規程に基づきまして、今回は小林市の種子田與市委員と野尻町の福本誠作委員に会議録の署名をお願いをいたします。</p> <p>協議に先立ってお諮りいたしますが、会議の傍聴につきまして、傍聴規程では本協議会は原則公開とするということになっておりますが、それについてご異議ありませんか。ご意見は。</p>
会長	<p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>ありがとうございました。ご異議なしと認めます。それでは、本日は公開ということにさせていただきますと思います。</p> <p>早速、協議に入らせていただきますが、まず報告事項の第26号第5回小林</p>

<p>事務局</p>	<p>市・野尻町合併協議会以降の経過について、報告第27号小林市・野尻町合併協議会委員の変更についての2件につきましては、関連がありますので、一括して事務局より報告を願います。</p> <p>資料ページの2ページをお開きください。報告第26号第5回小林市・野尻町合併協議会以降の経過について。第5回小林市・野尻町合併協議会以降の経過について、別紙のとおり報告する。</p> <p>資料ページの3ページをお開きください。7月の2日に産業建設部会先進地視察研修ということで、これは入札・契約・検査事務でございますけれども、先進地である都城市役所に産業建設部会が研修に行っております。そして7月16日に第6回の首長会・幹事会合同会議を開催しております。</p> <p>資料ページの4ページでございますが、合併準備プロジェクトの開催状況ということで、これは累積で記載してございますが、第5回以降の回数に関しましては、プロジェクト会議等を41回開催しております。</p> <p>そして、資料ページの5ページでございます。これも専門部会・分科会開催状況でございますが、累積で記載してございます。第5回協議会以降のものとしたしましては、専門部会を4回、分科会を19回開催しておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>報告第26号に関しては、以上でございます。</p> <p>続きまして、資料ページの6ページ、報告第27号小林市・野尻町合併協議会委員の変更について。小林市・野尻町合併協議会委員の変更について、下記のとおり報告する。</p> <p>下の表でございますが、小林市議会の議会運営委員長の変更がございましたので、旧任の「首藤美也子委員」から、新任の「小野信雄委員」へ変更ということになりましたので、ご報告いたします。</p> <p>ここで、小野信雄委員より一言ごあいさつをいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。</p>
<p>小野委員</p>	<p>皆さん、こんにちは。ただいまご紹介いただきました小野でございます。このたび議会の構成が変わりましたので、首藤美也子委員にかわりまして私が委員になりました。どうかよろしくお願いたします。</p>
<p>事務局 会長</p>	<p>ありがとうございました。以上です。</p> <p>ただいま26号並びに27号について報告をいたしましたけれども、ただいまの事務局の報告に対しまして、ご意見、ご質疑があればお出しください。ございませんか。</p>
<p>会長</p>	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>ご意見、ご質疑もないようでありますので、報告第26号第5回小林市・野尻町合併協議会以降の経過について、報告第27号小林市・野尻町合併協議会委員の変更についての2件につきましては、原案説明をいたしましたとおり、ご承認いただけますか。</p>
<p>会長</p>	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>ご承認いただいたものと取扱いをさせていただきます。</p> <p>ここで、今、小野議員のほうから先にあいさつをなさいました。ここで私が、これは事務局のミスでございますが、とちったわけですが、ここで小野議員を紹介すると同時にごあいさつを受けるべきでありました。しかし、ごあいさつを先になさいましたので、ひとつご了解をいただきたいと思っております。よろしゅうございますか。</p> <p>それでは、第26号、第27号については、原案のとおり承認されました。</p> <p>次に、報告第28号について、総務部会より説明を願います。</p>
<p>総務部会長(上谷総務課長)</p>	<p>私のほうから報告第28号ということで報告させていただきたいと思っております。私は、総務部会のほうの担当しております小林市総務課の上谷と言います。よろしくお願いたします。それでは、座って説明をさせていただきます。</p>

<p>会長</p>	<p>選挙関係について3点ほど調整ということが残されていたわけなんですけれども、8ページを開いていただきたいと思います。その中で当然、調整方針としては、合併後0年というのがありますけれども、当然合併までに調整するということが3点ほど残っていました。1点目ですけれども、投票所の閉鎖時刻と、これはどうするのかと。2点目ですけれども、期日前投票所、それとそれの閉鎖時刻はどうするのかと。3点目ですけれども、開票開始時刻の取扱いはどうするのかということがあったわけなんですけれども、その調整結果といたしまして、8ページのほうの「個別調整結果」というところに載っているわけですが、1点目の最初に行われるいわゆる選挙関係の閉鎖時刻ということについては、小林市の場合は現行のままですけれども、野尻町のところにつきましては、現行「6時まで」となっているのを「7時まで」といたしますよということでございます。ただ、農業委員会選挙につきましては、投票所の開始・閉鎖時刻、これについては、現行の7時から6時までということでございます。</p> <p>2点目の期日前投票の件ですけれども、これにつきましては、野尻庁舎のほうに期日前投票所を設置いたしまして、そのスタート、終わりは午前8時半から午後8時までということで作らせていただきたいと思います。</p> <p>3点目の開票の開始時間と、これについては新しい選挙管理委員会で決定したいということでございます。</p> <p>以上3点ほどご報告させていただきます。</p> <p>ありがとうございます。ただいま報告第28号について説明をいたしましたが、何かご意見、ご質問はありませんか。</p>
<p>会長</p>	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>ご意見、ご質問もないようですので、報告第28号は説明をいたしました原案のとおり承認するにご異議ありませんか。</p>
<p>会長</p>	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>ご異議なしと認めます。よって、報告第28号は原案のとおり承認されました。</p>
<p>企画財政部会長(南崎財政課長)</p>	<p>続きまして、報告第29号自治会・行政連絡機構の取扱いについてを議題といたしますが、企画財政部会より説明を願います。</p> <p>それでは、企画財政部会より説明をさせていただきます。</p> <p>資料の9ページ、10ページでございます。協定項目第19号自治会・行政連絡機構の取扱いということで、調整方針といたしましては、合併後0年を目処に統合するよう調整するということになっております。</p> <p>具体的内容としましては、行政推進業務委託料、いきいき地域づくり区交付金の算定基準については、合併までに調整するという調整方針でございました。個別の調整結果といたしましては、野尻町における分区運営交付金の交付経緯を踏まえ、交付金の急激な減額を避けるために、激変緩和措置を講ずる必要があるということで、資料の現況調書の11ページをお開きください。ここに横書きになっておりますが、検討資料に表がいくつか載っていると思うんですけど、一番左の上のほう、これが現在小林市で行っている財政支援措置でございます。小林市のほうは、組行政推進業務委託料といきいき地域づくり区交付金がございます。そして、右のほうに野尻町の分が出ているわけですが、これは分区運営交付金という形で、1世帯当たり3,000円が支給をされているということなんですけれども、そのすぐ下なんですけど、その下で、その野尻の分を小林市の制度にあわせた場合、現行の制度にあわせた場合どうなるのかというのが、この表に出ております。</p> <p>それで、これもその二通りの委託料と交付金に分けて1世帯当たりを算出しますと、組行政推進業務委託料のほうは878円、それから、いきいき地域づくり交付金のほうは1,154円ということで、両方を合わせますと2,032円になります。現在、野尻町は1世帯当たり3,000円でございますので、この差がそ</p>

	<p>の下に 968円というふうに挙がっていると思うんですが、約1,000円ほど違うということで、これを単年度で調整というのには減額があまりにも大きいんじゃないかということで、激変緩和措置をその下の表ですね、平成22年度に300円落として2,700円、それから23年度にまた300円落として2,400円、そして24年度に一緒にするというので、3年かけて段階的に調整しようというのがこの調整結果でございます。個別調整結果としては、激変緩和措置を講ずるということでございます。</p>
会長	<p>以上でございます。</p>
福本委員	<p>ありがとうございます。報告第29号につきまして、今説明をいたしました。何かご意見、ご質疑はありませんか。</p> <p>野尻の福本ですが、この区組制度についてちょっとお伺いしたいんですが、区長の業務の内容が小林市と野尻町ですと大分違うようです。現況調書を見ても、大体細かいところまで小林市さんのほうは区長さんの仕事の中に入っているようです。その中で、この現況調書だけで業務の内容がちょっと把握できないというか、比較ができないものですから、できましたら小林市の区長さんの月間、または年間の業務スケジュールをお示ししていただくと助かるなと思います。</p> <p>それともう一つ、その下に今度は組というのがあって、野尻の場合は分区なんです。その組長さん、分区長さんの業務内容についても、お示ししていただきたいな。今後役員改選等を行う場合に、一応そこあたりの説明まで現況とは違ってきますので、説明したいと思いますので、できればそのあたりの業務内容をお示ししていただきたいなと思います。</p>
会長	<p>以上です。</p>
企画調整部会(森岡主幹)	<p>いかがですか。企画財政部会、答弁できますか。</p> <p>小林市企画調整課の森岡です。今のご質問に対しましてお答えいたします。</p> <p>小林市におきましては41の区、または須木地区におきまして10の区を合わせまして51の区がありまして、各区において区長さんのスケジュール等は均等ではなく、それぞれ区ごとの行事にも参加されておりますので、ここでお示しというのはできないわけでありまして、ご質問のありましたとおり、標準的な区の1カ月間、もしくは1年間のスケジュールということでしたら、お時間をいただければ後日にでもお示ししたいと考えております。</p>
福本委員	<p>すみませんけど、よろしく願います。</p> <p>何でこの質問に入ったかというのは、一応今、野尻町は6区で運営しております。この現況調書を見たときに、小林市の場合も約多いところで700世帯かな。900世帯か。うちが一番多いところは700幾つなんですが、世帯が多いところはやっぱり町部の集中したところというか、密集したところと、野尻の場合に考えたときにやっぱり範囲がものすごく広がるんですね。業務の内容と今の6人体制で対応できるものなのかとか、そのような心配がございまして、そのあたりを勘案した上で、もしその区長さんの仕事がそこまでこう及ばない場合は、一応野尻町の場合は、行財政改革の中で「12区」あったのを「6区」にしているんですね。そのあたりの割振りとか、そのあたりの検討も必要なのかなというのでもありまして、その業務の内容の提示をお願いしたところです。</p>
会長	<p>以上です。</p> <p>今、資料はお出しできなくてもいいですね。後でもね。はい。ほかにありませんか。</p>
会長	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
会長 見越委員	<p>ご質問も尽きたようでありますので、それでは……。</p> <p>質問があります。</p>
会長 見越委員	<p>どうぞ。</p> <p>野尻町の見越です。今と関連の質問でございますが、いきいき地域づくり交付金ですね、これは算定基礎がこの区の数根拠で配分されておりますが、野尻町</p>

<p>会長 見越委員 企画財政部会長(南崎財政課長)</p>	<p>は前に12区ありましたが、行政改革で半分の6区になっているわけですね。例えて申し上げますと、4区というのがありますが、4区の世帯数は須木全体を超えるぐらいの世帯数なんです。非常にこう平等割、不平等じゃないかなというふうな気がしてならんわけですが、それはそれとして、合併後、区の分割はこれは一応ご了解をいただいていると思うんですが、確認の意味で、合理化のつもりでその今平均で503戸ですが、須木あたりは73戸という非常に格差があるわけですが、合併後、住民の、あるいは区民の意思で、さらに分割したいという場合は、これが一応もうご了解をいただいていると思うんですが、よろしいでしょうか。確認の意味でお願いします。</p>
<p>見越委員 会長</p>	<p>よろしいですか。部会。どなたか。 意味がおわかりにならないでしょうか。 いや、おっしゃる意味は十分理解したんですが、その区を分割するのに了解をとったというのをちゃんと私自身が聞いていなかったものから、ちょっと返答に困っているところなんです。おっしゃる意味は、区によって世帯が違ってきますので、ある程度均衡をとるためには、大きい区は分区した方がいいんじゃないかというようなご意見だったと思うんですけれども、その辺のところは、また持帰りまして、野尻町さんとも、また協議をさせて、確認をさせていただきたいと思うんですが、よろしいでしょうか。</p>
<p>会長</p>	<p>はい。よろしくお願いします。 よろしいですか。ほかにありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>会長</p>	<p>ご質問も尽きたようでありますので、お諮りいたしますが、報告第29号につきましては、報告のとおり承認するに異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>企画財政部会長(南崎財政課長)</p>	<p>ご異議なしと認めます。よって、29号は原案のとおり承認されました。 次に、報告第30号町名・字名の取扱いについては、これを企画財政部会より説明を願います。 引き続き、私のほうから説明させていただきます。 資料の11ページ、12ページでございますが、12ページのほうをご覧くださいと思います。協定項目第20号町名・字名の取扱いでございます。 調整方針といたしましては、当面、現行どおり合併後0年を目処に新たな制度等を制定するという事で、具体的内容としましては、町・字の区域は、現行のとおりとする。それから、町・字の表示は「大字」の文字を削除し、野尻町の区域は、「小林市」の次に「野尻町」を付す。それから、地域自治区設置期間終了後の表示は、合併後に再度検討するという事でございます。 そして、個別調整結果でございますが、ここに3点ほど挙げておりますけれども、庁内システムに関する対応としましては、電算統合グループで対応すると。それから、新市全域に住居表記の変更を生じるため、広報班を通じて住民に周知をします。これにつきましては、早速小林市では、8月号の市広報で周知を図る予定としております。それからもう一点ですが、例規の対応は文書例規グループを通じて調整するという事でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>以上でございます。 ありがとうございました。報告第30号について、何かご意見、ご質疑はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>会長</p>	<p>ご意見、ご質疑もないようでありますので、お諮りいたしますが、報告第30号については、説明をいたしましたとおりご承認をいただけますか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>会長</p>	<p>よろしゅうございますか。それでは、報告第30号については承認をされました。</p>



<p>企画財政部会長（南崎財政課長）</p>	<p>続きまして、報告第31号その他関係（市町の計画、運輸・通信）について、これを企画財政部会より説明をしてください。</p> <p>それでは、資料の13ページ、14ページをお開きいただきたいと思います。協定項目18、その他関係（市町の計画、運輸・通信）でございます。</p> <p>調整方針といたしましては、合併後3年を目処に統合するよう調整すると。具体的内容としましては、コミュニティバス等については、運行地域は異なるため、当分の間は現行どおりとするが、料金等については、地域公共交通会議等の意見を踏まえ、合併後3年を目処に統一すると。</p> <p>それで、個別調整結果ですが、運行方式については、小林市で設置している地域公共交通会議において、平成22年度に検討するというにいたしております。</p> <p>それで、現況調書の18ページを開いていただきたいと思いますが、ここに左のほうは小林市、右が野尻町を挙げておりますけれども、現況はどうなっているのかという概要が示してあります。</p> <p>まず小林市のほうですが、ここの2番を見ていただきたいと思いますが、利用料金がここに明記してありますけれども、小林・須木区域内のみ利用の場合は200円、地区がまたがる場合は400円というようなことでございます。一方、右側のほうに野尻町のほうがございますが、これも利用料金というのが括弧書きでありますけれども、そこに見ていただきますと、乳幼児を除いて1人300円と、障害者のことや70歳以上については、額を減じておりますけれども、1人300円というようなことで、料金がそれぞれ差異がございます。それをこの14ページの中で個別調整結果として、地域公共交通会議において検討するということといたしました。</p>
<p>会長</p>	<p>以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。報告第31号については、何かご意見、ご質疑はありませんか。</p>
<p>福本委員</p>	<p>失礼します。野尻、福本です。このコミュニティバス、福祉バスなんですが、高齢者にとって足となって非常にありがたいという形で感謝を受けております。この福祉バスについては、ぜひ守っていただきたいという形の中で、協議の中で現況のまま進めるという形でもらっているわけですが、その中で、今高齢者の中から、できれば今後の検討になろうと思うんですが、できれば野尻から小林市の市役所等までを結ぶような路線も今後検討していただきたいという意見が多数寄せられていますので、それを考慮の上、検討していただきたいと思いません。</p>
<p>企画財政部会長（南崎財政課長）</p>	<p>以上です。</p> <p>ただいま出ました意見については、しっかりお伝えいたして、検討していきたいというふうに思います。</p>
<p>会長</p>	<p>以上です。</p> <p>ほかにありませんか。</p>
<p>小野委員</p>	<p>小林市の小野です。1問だけですけれども、利用料金の中に「障害者・小学生は半額、未就学は無料」と書いてありますけれども、その後に、須木の高校生の定期が月額8,000円にさせていただいておるんですね。今、福本さんから話がありましたけれども、この合併すると、どうしても野尻から小林に向けて、市役所から市立病院に向けてのバスが必要になろうと思います。それで紙屋の、まあ前も質問しましたけれども、紙屋の生徒が2万円ぐらいバスの料金がかかっているんですね。この辺も早く乗入れをして、やはり須木の8,000円ぐらいというか、2万円では父兄の負担が大変だと思いますので、乗入れをして、何とか同じような料金にさせていただけないかということを検討していただきたいと思いません。</p> <p>以上です。</p>

<p>会長 企画財政部会長(南崎財政課長)</p>	<p>いかがですか。 今、出ました意見は、ちゃんと議事録に残ると思いますので、そのことを踏まえまして、地域公共交通会議の検討会に付したいというふうに思います。 以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>よろしいですか。ほかにありませんか。31号についてのご意見、ご質疑は尽きたようでありますので、それでは、報告第31号については、原案のとおり承認するにご異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>会長  企画財政部会長(南崎財政課長)</p>	<p>ご異議なしと認めます。よって、報告第31号については原案のとおり承認されました。 次に、報告32号であります。その他関係(企画)について、企画財政部会より説明を願います。 資料ページの15、16でございます。16ページのほうをご覧いただきたいと思いますが、その他関係(企画)ということで、調整方針といたしましては、当面現行どおりとし、合併後0年を目処に新たな制度等を制定するという事といたしておりますが、具体的内容は、ふるさと振興基金でございます。ふるさと振興基金は統合する。なお、基金の活用状況が異なるため調整し、合併までに新たな制度を制定するという事でございますが、これは現況調書の19ページでございます。これには、2つの小林市と野尻町が上げてありますけれども、左のほうのふるさと小林市のほうですが、これは基金現在高が3月31日現在で出てありますけれども、活用状況としては、基金運用をしているだけで特に活用していないということでございます。野尻町も基金名と基金残高、それから活用状況が具体的に挙げてあります。今、現況はこういった状況でございます。 これを踏まえまして、16ページですが、基金の活用方法については、用途目的などを整理し、活用を規定する要綱の制定を含め検討を行うということで、個別調整結果が出たところでございます。 以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>説明はお聞きのとおりですが、何かご意見、ご質疑はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>会長</p>	<p>ご質疑もないようでありますので、お諮りいたしますが、報告第32号その他関係(企画)につきましては、報告のとおり承認してよろしゅうございますか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>会長  産業建設部会長(谷元経済課長)</p>	<p>それでは、報告第32号については原案のとおり承認させていただきます。 それでは次に、報告第33号農林水産関係について、産業建設部会より説明をしてください。 失礼いたします。産業建設部会の谷元と申します。それでは、座って説明をさせていただきます。 資料ページは17ページからとなります。18ページから具体的に書いてございます。なお、現況調書では20ページからになっておりますので、よろしくお願いをいたします。 まず、農林水産の中の農業関係の単独事業につきましてでございます。大きな枠で合併後3年を目処に統合するよう調整するという方針のもとに、農業振興対策事業・単独事業については、当面現行どおりとし、組織・各種団体の再編・統廃合を推進し、同時に各制度の統一を図り、合併後3年を目処に統合するよう調整する。必要に応じて新たな単独事業の創設に努めるという大きな枠の方針が出ておったところでございます。これに対しまして、今回それぞれ個別に調整が行われましたので、その結果についてご報告を申し上げます。 まず、単独事業につきましては、基本的に必要に応じて新たな単独事業の創設に努めてまいりますというのとは変わりません。 そして、 からでございますが、小林市地産地消推進協議会補助金、これは、</p>

組織構成員の調整を図り、現行のまま新市に引き継ぐ。

のみやざき特産野菜価格安定対策事業、小林市のメロンですが、野尻地区に該当しないため、現行のまま新市に引き継ぐ。

の須木地区単独事業ということでございますけれども、対象地域要件がないため、現行のまま新市に引き継ぐということになっております。

それから、でございますが、新規就農者育成研修費補助金、これは小林市でございます。

それから、農業後継者国内外研修者助成事業、野尻町にございます。このにつきましては、類似した事業でございますので、合併時に を廃止をして、の制度に統合していきますということです。

環境保全型農業推進対策事業、これにつきましては、合併後1年（平成22年度）までは、野尻町の制度を適用し、小林地区に拡充していく。平成23年度から新しい制度での検討を行うという結果です。

農業用廃プラスチック適正処理対策推進事業、協議会の関係につきましては、合併までに小林市の制度等に統一をしましてまいります。協議会を小林市廃プラスチック適正処理対策推進協議会に統合するということです。それから、収集運搬費補助金（野尻町）については、合併後3年を目処に廃止をします。なお、激変緩和措置をとり段階的に削減をしましてまいります。事務作業手順は、現行どおりとし、新しい協議会で検討してまいります。運営費の補助金でございますが、県運営費補助・集積所運営状況を考慮し、次のページなのですが、現行どおりの予算措置に努める。

園芸組織活性化大会補助金（小林市）、それから、園芸振興推進大会補助金（野尻町）、この につきましては、事業主体、あるいは大会名等が異なっておりますけれども、事業の目的が類似をしていることから、補助事業の統一を図ってまいります。なお、大会の存続、内容の確認等事業主体との調整も行ってまいります。また、大会におけます表彰、あるいは部会特別賞に伴う経費の予算費目におきましても調整を行ってまいります。

それから、大きな項目で団体補助でございますけれども、基本方針としては、必要に応じて新たな単独事業の創設に努めるという中で、事業主体（団体）に対しまして、市町村合併に伴いまして、小林市の各類似団体との再編・統廃合の協議を行ってまいりたいというふうに考えているところです。

果樹農業振興対策協議会育成事業、小林市の分、栗振興協議会育成補助、須木の分、ゆず振興協議会補助、須木地区の分ですが、 から は地域要件がないため、現行のまま新市に引き継ぐ。

野尻町産地強化事業、各団体の合併意向調査をまず行う。それと合併後3年を目処に、事業の存続・廃止の検討を行い、廃止する場合は激変緩和措置をとり、段階的に削減をしていくということで、そこに4つほどございますけれども、そういったものに現在補助がなされております。

メロンフェア実行委員会補助（野尻町）ですが、これにつきましては、現行のまま新市に引き継ぐ。

農業後継者育成対策事業、これは小林市のSAPです。

農業関連組織育成事業、これは野尻町のSAPです。

花き振興会育成補助、これは共通しております。 につきましては、両市町にそれぞれ同じ団体がございます。 と、SAPにつきましては、野尻町の例によって、平成22年4月に に統合すると。 については、合併までに団体の再編を行って、事業の統合をして、補助内容の検討を行うとともに要綱を整備をしていく。

農林技術者連絡協議会運営費補助、野尻町分ですが、小林市の例に倣い、合併と同時に廃止をする。

農村女性指導士活動推進事業、野尻町分ですが、両市町それぞれに存在する

団体でございます。団体再編後事業を廃止して、小林市の方式に統一してまいります。

次に、20ページでございますが、畜産分科会関係の分の受精卵移植事業でございます。従前が振興対策事業・単独事業（受精卵移植事業）については、一本化に向けて、合併後3年を目処に統合するよう調整するということで整理がなされておりました。

個別調整の結果は次のとおりでございます。事務事業の統一ということで、受精卵移植事業（小林市）、受精卵移植推進事業（野尻町）、類似した事業を両市町で行っておりますけれども、補助金額及び交付基準が異なっています。合併と同時に小林市の制度等に統一するよう調整を図ってまいります。

次に、施設管理体制の整備でございます。調整でございますが、規則ですね。合併と同時に小林市の制度等に統一をしてまいります。また体制の調整でございますが、使用料について、合併と同時に小林市の制度等に統一をしてまいります。

関係団体の調整でございますが、小林受精卵移植推進協議会、野尻町受精移植推進協議会の統合に向けた調整を合併までに行ってまいります。

続きまして、21ページでございます。畜産の家畜排泄物処理施設の整備に係るところでございます。畜産振興対策事業・単独事業（家畜排泄物処理施設整備）については、合併後3年を目処に施設・制度等の統合を図るよう調整するということでございました。

個別調整の結果、事務事業の統一、施設管理規則の調整を図っていきますということで、後ほど申し上げますから つきまして、指定管理更新、野尻町においては平成21年8月、小林市につきましては平成22年3月末ということでございますが、その状況を見ながら合併後3年を目処に統合するよう調整をしてまいります。

施設といたしまして、バイオマス利活用フロンティア整備事業（小林市）、環境保全型農業推進事業（野尻町）、それから野尻町有機センター機械修繕等（野尻町）ということでございます。は事業でございます。そして、該当施設といたしまして、バイオマスセンター（小林市）、野尻町有機センター（野尻町）ということになっているところでございます。

続きまして、22ページでございます。同じく畜産振興関係の貸付、あるいは基金でございます。畜産振興対策事業の貸付・基金については、合併後3年を目処に統合するよう調整する。なお、既貸付中のものは、償還期限までは現行制度に基づき対応してまいりますという基本方針でございます。

個別調整の結果でございます。高齢者等肉用繁殖雌牛導入事業貸付基金、これにつきましては、両市町行っていた貸付基金でございます。合併までに小林市の基金に統一をしてまいります。

次に、牛購入資金の貸付、これにつきましては、小林市のみ行っている貸付ですが、現行のまま新市に引き継ぐ。

次に、広域畜産環境設備整備運営資金貸付、これにつきましても小林市のみ行っている貸付でございますが、現行のまま新市に引き継いでまいります。

次に、畜産振興資金貸付基金でございますが、合併までに統合して、新たな制度等を創設をするということで、基金の取扱いでございますが、畜産振興基金貸付基金（野尻町）、それと小林市畜産振興基金がございます。野尻町の基金と小林市の基金を合併時に統合し、新たな制度等を創設してまいります。

それから、馬購入資金の貸付ですが、これにつきましては、両市町で行っていた貸付であって、合併までに例規を整備するということでございます。状況としては、新たな貸付はしてございまして、滞納繰越分の収納のみでございます。

次に、家畜導入等資金（野尻町一般会計）で調整なしとございますが、野尻町のみ行っている貸付であって、合併までに例規を整備するということで、これに

つきましても新たな貸付はしておらず、未償還分の収納のみ行っているという状況でございます。

続きまして、耕地分科会になってございます。現況調書は27ページからとなっておりますが、この部分につきましては、本日、現況調書、差替え分をお手元に配布してあるかと思えますけれども、こちらのほうでご確認をいただきたいと思えます。

まず、土地改良の制度事業についてでございます。制度事業については、年度ごとの事業実施計画の見直しを行い、新規事業の受益者負担割合については、合併後1年を目処に統合するよう調整するという大きな方針でございます。

個別調整の結果でございます。国営事業及び関連事業の国営事業の関係でございますが、現行のまま新市に引き継ぐということで、大淀川左岸地区基幹水利施設管理事業、大淀川左岸地区管理体制整備促進事業、これにつきましては、野尻町が宮崎市に委託料を支払っているところでございます。

次に、国営事業及び関連事業、県営事業の関係ですが、合併までに調整すると。それから、「ほ場事業における」とございまして、大変申しわけございません。ここに「ほ場整備事業」ということで、「整備」という2文字をほ場の後に追加をいただきたいと思えます。ほ場整備事業における受益者負担について、畑地かんがい関連事業の補助及び負担率は同じでございますが、ほ場整備事業については事業推進のため、整地工にかかる費用の8.3%以内の受益者負担とすることで、受益者負担率の軽減を図ってまいりたい。

次に、同じ国営事業及び関連事業の団体営事業の関係です。現行のまま新市に引き継ぐということで、畑地かんがい関連事業の団体営事業については、小林市のみ計画されているところでございますが、現行のまま新市に引き継ぐ。

同じく国営事業及び関連事業の畑地帯総合整備事業でございます。合併後1年を目処に統合するというので、合併前に採択となっている現在の事業は継続をしていくが、新規事業については国の補助制度の動向を見ながら、合併後1年を目処に統合をしてまいりたい。

それから、団体営事業でございます。受益者負担の調整でございます。農山漁村活性化プロジェクト支援事業（基盤整備）及び土地改良施設維持管理適正化事業の受益者負担、「金」を削除をお願いします。受益者負担は合併までに小林市の例により調整する。申しわけございません。その下の2行は削除をお願いいたします。「また」から、次の行の「統合する」まで削除をお願いいたします。

それから、でございます。新規事業については、国の補助制度の動向を見ながら、合併後1年を目処に統合してまいりたい。

次に、県単独事業でございますが、合併後1年を目処に統合するよう調整をするということで、受益者負担の調整、事務事業の調整についてですが、過疎地域指定に基づく県の補助率の違いがあるため、新市で計画するかんがい排水事業の受益者負担率については、合併と同時に野尻町の例により統合するよう調整を図ってまいります。なお、農道については、受益者負担なしとしてまいります。

次に、市町単独事業でございますが、合併までに調整をしてまいります。まず、事務事業の調整でございますけれども、制度事業の要件に満たないもの、または公共性があり、緊急に施行する必要がある農道整備事業・農地保全整備事業について実施をしてまいります。

用地、それから補償の関係ですが、用地費、合併後1年を目処に統合するよう調整する。基本的には土地鑑定評価を行うが、近隣事業地区の単価を参考に決めてまいりたい。市単独事業については、原則無償とし、制度事業は原則有償とする。

補償費でございますが、合併までに統合するよう調整する。九州地区用地対策連絡会の損失補償標準基準書で算定をしてまいりたい。

の登記事務でございますが、合併と同時に小林市の制度に統一をしてまいり

	<p>ます。民間に委託をしております。</p> <p>次に、その下の土地改良事業の単独助成事業です。</p> <p>単独助成事業につきましては、小林市の制度等に、野尻町のほ場整備事業及び暗渠排水事業の修正したものを加え、合併後1年を目処に新たな制度等を制定するという大きな方針でございます。</p> <p>個別調整の結果が次のとおりでございます。まず、事務事業でございますが、農業用施設整備事業、小林市の分ですが、現行のまま新市に引き継ぐ。農業用水路維持管理補修事業、小林市ですが、これも現行のまま新市に引き継いでまいります。</p> <p>のほ場整備事業（野尻町）、それから の暗渠排水事業（野尻町）、 とを合併までに に一本化をしております。ただし、事業実施箇所の採択要件につきましては、合併後1年を目処に新たな制度を制定をしております。</p> <p>次に、25ページでございます。同じ土地改良事業の団体補助でございます。平成24年度に西諸土地改良区（仮称）を設立する計画であり、また、現土地改良区の統合も踏まえ、合併後3年を目処に新たな制度等を制定するという方針のもとに、個別に以下のとおり調整ができたところです。</p> <p>団体補助、農業振興対策補助金交付要綱の調整ということでございます。</p> <p>小林市土地改良区合同事務所運営費補助金、現行どおりとし、随時調整をしております。</p> <p>小林市畑地かんがい事業推進協議会運営費補助金、現行どおりとし、随時調整をしております。</p> <p>野尻町農業農村整備事業推進委員会補助金、これを新たに（A）農業振興対策補助金交付要綱に追加をして、 と同様な組織ではございますが、西諸土地改良区設立同意徴集及び関連事業促進並びに改良区の事業促進に必要な組織でございますので、現行どおりとして、随時調整を行い統合を図ってまいりたい。</p> <p>土地改良区運営費補助金（野尻町）ですが、合併と同時に に統合してまいります。</p> <p>農林漁業資金償還金補助金、現行どおりとし、随時調整をしております。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ここで、10分間、休憩をいたします。</p>
	<p>午後2時23分休憩～午後2時32分再開</p>
会長	<p>席にお着きください。では、休憩前に引き続きまして会議を開きます。</p> <p>報告第33号についての説明は終わりましたが、大変長い説明でしたので、ご質疑のあられる方は、ページ数をお示しの上、ご質疑をお願いをしたいと思います。</p>
福本委員	<p>野尻、福本です。18ページ、33号の件ですが、ここに小林市では、新規就農者育成研修費補助、育成支援事業なのかな。それと野尻の場合の農業後継者国内外研修者助成事業というのがあるんですが、現在、小林市でこの事業を使って就農されている方が何人ぐらいいるものか。また、野尻町のこの後継者の事業をもってどのような効果が出ているものか、もしよければちょっとお聞かせ願いたいと思います。</p>
会長 産業建設部会（岡本農林課長）	<p>よろしいですか。</p> <p>4番の新規就農者育成研修費補助でございますが、現在まで何人ぐらい就農されているかということですが、この事業につきましては、新しく就農される方が農業大学校の実践塾とか、または篤農家の先進農家のところで研修をされる場合に補助する制度でございます。</p> <p>それと、やはり就農するに当たり、いろんな設備等も要りますので、その一部補助ということで実施しているわけですがけれども、一昨年から始まりまして、一昨年は2名、昨年はまた2名、今年もまたもう応募が既にありまして、今2名</p>

<p>産業建設部会長(谷元経済課長) 会長 産業建設部会長(谷元経済課長)</p>	<p>程度、大体限度額が50万ですので、その程度ぐらいの補助しかできませんけれども、大体研修費が50万円以内に抑えているような状況でございます。 以上です。 よろしいでしょうか。 どうぞ。補足してください。</p>
<p>福本委員</p>	<p>野尻町でございます。農業後継者の研修助成ということでございますが、年間予算を20万ほどいただいているところでございます。一昨年がメロンの後継者の皆さんが四国のほうに研修に行かれたんですけども、その一部助成をいたしております。 それから、昨年度につきましては、SAP会議の皆さんですけども、意見発表等で沖縄、あるいは東京等に行かれたんですが、発表者本人分につきましては、県のほうで旅費を見ていただきましたけれども、野尻町のSAPの会の中でもぜひ行って勉強したいという方等がございましたので、そちらのほうにSAP会員が参加されました。その研修費の一部を助成をしているところでございます。 以上です。</p>
<p>会長 小島委員</p>	<p>小林のこの新規就農事業については効果が上がっているようですので、今、農業はまた見直されて、多分この新規就農で研修したいという申し込みは多いと思うんですけども、今度この2つを統合して新しい制度というか、小林の制度に統合するということになっているんですが、内容と、何かこの事業を活用しやすい、または効果のしやすい方法というのを考えていただいて、私はこの予算というのはもっとふやしていいのかなと思っておりますので、それを踏まえた上での統合を願いたいと思います。 以上です。</p>
<p>産業建設部会長(谷元経済課長)</p>	<p>答弁は要りませんね。それじゃほかにありませんか。 基幹産業の農業に関する説明だと思えますが、この中でそれぞれの須木・野尻区でそれぞれ地域に応じた制度でされておりまして、新市に引き継ぐの多いんですが、その中でも独自の野尻町でやっていらっしゃる農業用廃プラスチックの助成事業、あるいは露地園芸野菜対策事業のゴボウに対する事業等は素晴らしい事業でありますから、こちらのほうにあわせて統合するような検討をお願いしたいというふうに思っております。 それから、21ページの小林市でも聞いたんですが、小林にはバイオマスセンターがございまして、全市民に利用できるんですが、野尻町の有機センターについては、加入者、あるいは株主だけが利用できるというふうに聞いているんですが、このあたりの調整はうまくいくのかどうか。あるいは多分出資金等も出されているんじゃないかと思えますが、その辺についての説明があれば、お願いしたいと思います。 それでは、まず廃プラの事業、あるいはゴボウの制度事業でございますけれども、廃プラにつきましては、野尻町の場合は、JAの集荷場のほうに廃プラの集積所をお願いをしているところでございます。したがって、その取扱いについても委託をしている関係もございまして、このような表現になっているということでご理解をいただきたいと思えます。 それから、ゴボウの事業でございますけれども、これにつきましては、2カ年、期限付の事業でございますが、今年度からもう予算に計上がされていないところでございます。 それから、バイオマスの関係でございますけれども、確かに野尻町の有機センターにつきましては、株主になっていただいた方々にご利用をいただくという、そもそも会社として、そういった形で主に大規模な農家の方が利用されているという施設となっているところでございます。これについて調整がどうなのかということでございますので、その分については分科会長さんのほうでもしよろしけ</p>

畜産分科会長(大久津畜産課長)	<p>れば。</p> <p>小林市の畜産課の大久津でございます。もともこの野尻町の有機センターと小林市のバイオマスセンターは出発点が違っております。小林につきましては、小林全体の畜産農家の家畜ふん・尿を処理するということで発足しております。先ほど言いましたように、野尻町につきましては、いわゆる関係者のみということでもあります。</p> <p>本来ならば、野尻町におきまして、全農家の家畜排泄物を対象に処理して欲しいということもありますけれども、これにつきましては、家畜排泄物は産業廃棄物でありますので、その許可をとらなくてはならないと。この産業廃棄物の許可をとるにはかなりの難しい点がございますので、今後3年間を目処にそれぞれ同じように利用できるように検討していきたいというふうに思っています。</p>
<p>会長 小島委員</p>	<p>以上です。</p> <p>いかがですか。何かもう一つ。</p> <p>中身はわかりましたけれども、家畜排泄物処理の適正化ということで、それぞれ今大型の農家は自前の処理施設をつくっておるんですが、そこに至らない部分のところはまだ多分あると思いますので、今後その全体が処理できる施設ですかね、それ等も含めて部会のほうでも検討していただきたいなというふうに要望をしておきたいと思います。</p>
会長	<p>ご要望でありますので答弁はいたしません、十分検討させていただくように指示したいと思います。</p> <p>ほかにありませんか。</p>
会長	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>ご意見、ご質疑も尽きたようでありますので、それではお諮りいたしますが、報告第33号につきましては、これを報告のとおり承認するにご異議ありませんか。</p>
会長	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>ご異議なしと認めます。よって、報告第33号は原案のとおり承認されました。</p> <p>報告第34号に移ります。報告第34号商工・観光関係について、産業建設部会より説明よりしてください。</p>
産業建設部会長(谷元経済課長)	<p>それでは、説明をさせていただきます。資料ページ26ページからでございます。なお、現況調書につきましては、32ページからとなっております。</p> <p>資料ページの27ページをお開きをください。商工観光の企業誘致の事業の関係でございます。奨励措置については、対象要件・優遇制度等の協議を行い、合併時に統合するよう調整し、小林市企業立地奨励条例を改正するという調整方針でございます。</p> <p>個別調整の結果でございますが、企業立地促進条例ですが、合併と同時に小林市の制度に統一をする。</p> <p>企業誘致制度でございますが、合併までに調整をし、新たな制度を創設する。</p> <p>企業立地に関する審議会でございますが、小林市、野尻町の委員構成を踏まえ、再構築をしてみたい。</p> <p>次に同じページの下のほうになりますが、観光施設の整備事業でございます。観光施設整備につきましては、両市町の状況を踏まえ、当面現行どおりとし、合併後3年を目処に新たな制度等を制定するという方針のもとに、個別調整の結果ですが、経営形態の検討ということで、当面現行どおりとし、合併後3年までに経営形態の検討を行ってまいります。</p> <p>現況といたしまして、次のページ、28ページの上段にございますけれども、の指定管理者制度に移行した施設が、そこに掲げてございます。</p> <p>それから、直営の施設として、そこに掲げたものが、直営として現在稼働しているということでございます。</p>



	<p>次に、その下になりますが、観光協会との関係でございます。観光協会については、合併後3年を目処に統合するよう、観光協会へ協議、調整の支援を行うという方針のもとに、個別調整の結果です。組織の統合時期、規約の統一の時期ということで、合併後3年を目処に統合するよう調整をしてみたいと。</p> <p>現行のまま、新市に引き継ぎ、各団体の実情を尊重しながら、統合が進むように環境整備に努めてまいります。</p> <p>具体的には、小林市観光協会と野尻町観光協会との統合に向けた協議の場を設けてまいります。</p> <p>野尻町観光協会について、事務局は野尻町にあるところですが、統合するまでは、現行のまま新市に引き継いでまいります。</p> <p>助成金・会員・会費の調整方法につきましては、各観光協会の事務局にて調整を行っていただくと。活動内容・財産の調整方法につきましても、各観光協会の事務局にて調整を行っていただくということでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。報告第34号について、何かご意見、ご質疑はありますか。</p>
会長	<p>ご意見、ご質疑もないようですので、お諮りいたしますが、報告第34号については、これを原案のとおり承認するにご異議ありませんか。</p>
会長	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
会長	<p>ご異議なしと認めます。よって、報告第34号商工・観光関係につきましては報告のとおり承認されました。</p>
産業建設部会長(谷元経済課長)	<p>続きまして報告第35号補助金、交付金等の取り扱い(商工・観光関係)でありますけれども、これについての説明をお願いします。産業建設部会より説明をしてください。</p>
産業建設部会長(谷元経済課長)	<p>それでは、お手元のページ、30ページになります。現況調書は35ページからになります。</p>
産業建設部会長(谷元経済課長)	<p>商工・観光関係の補助金との関係でございます。</p>
産業建設部会長(谷元経済課長)	<p>調整の方針といたしましては、1、同一又は同種の補助金、交付金等については、原則として小林市の制度等に統一をする。</p>
産業建設部会長(谷元経済課長)	<p>2、独自の補助金、交付金等については、その公益性及び必要性について、検討した上で、ほかの補助金制度との均衡を考慮し、調整をする。</p>
産業建設部会長(谷元経済課長)	<p>3、整理統合できる補助金、交付金等については、統合または廃止の方向で調整をするということで個別調整の結果でございます。</p>
産業建設部会長(谷元経済課長)	<p>まず、補助金の統廃合の中で、合併と同時に統合をするものということで、中小企業大学受講料補助、県信用保証協会保証料補助、溶接技術コンクール補助、退職者共済加入促進補助、企業立地促進事業補助がでございます。</p>
産業建設部会長(谷元経済課長)	<p>現行のまま、新市に引き継ぐもの、商工経営改善普及事業費補助(須木地区)、商工会青年部育成費補助(須木地区)、商工会女性部育成費補助(須木地区)、商工会広域連携助成費補助(須木地区)、商工会消費拡大事業費補助(須木地区)、商工業各種団体育成補助、小林・須木・野尻共通でございます。商工会議所一般事務費補助(小林地区)、中小企業相談所補助(小林地区)、観月会補助(小林地区)、まつり小林実行委員会補助(小林地区)、商店街空店舗対策モデル事業費補助(小林地区)、こばやし冬まつり実行委員会補助(小林地区)、ほぜまつり事業費補助(須木地区)、イルミネーション設置費補助(須木地区)、商工会運営費補助(野尻町)、商工業活性化対策事業補助(野尻町)、次のページになりますが、商工業イベント補助(野尻町)、シール会運営費補助(野尻町)、のじり湖祭補助(野尻町)、総合案内所管理運営事業補助(野尻町)、個性と工夫で頑張る地域づくり応援事業補助(野尻町)、これは県の補助事業でございます。それから、商工業後継者育成資金利子助成事業補助(野尻町)。</p>

	<p>それから、合併時に廃止をするものということで、住宅リフォーム促進事業費補助、空店舗活用新規創業者支援事業費補助、物産振興協議会補助。</p> <p>それから、次のページになりますけれども、観光振興対策事業のへ補助金でございます。先ほどと同様に、1、同一、または同種の補助金、交付金等については、原則として小林市の制度等に統一をする。</p> <p>2、独自の補助金、交付金等については、その公益性及び必要性について検討した上で、ほかの補助金制度との均衡を考慮し、調整をする。</p> <p>3、整理統合できる補助金、交付金等については、統合または廃止の方向で調整をするという方針のもとに、個別調整の結果ですけれども、合併後3年以内に統合するものということで、観光協会一般事務費補助（小林地区）、観光協会運営費補助（野尻町）、陰陽石まつり補助（小林地区）、出の山ホテルまつり補助（小林地区）、コスモスレディー運営費補助（小林地区）、観光宣伝事業補助（小林地区）。</p> <p>現行のまま新市に引き継ぐものとして、ザ・ウォーキング大会実行委員会補助（小林・須木共通）、合宿誘致推進事業費補助（小林・須木共通）、納涼花火大会補助（須木地区）、すきむらんどイベント補助（須木地区）、六月灯祭り補助（野尻町）。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。報告第35号について、何かご意見、ご質疑があれば、お出してください。ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
会長	<p>ご意見、ご質疑もないようですので、それではお諮りいたしますが、報告第35号補助金・交付金等の取扱いについて（商工・観光関係）であります。これは報告のとおりこれを承認するにご異議ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
会長	<p>ご異議なしと認めます。よって、報告第35号につきましては報告のとおり承認されました。</p>
産業建設部会長（谷元経済課長）	<p>それでは次に、報告第36号建設関係についてを議題に供しますが、産業建設部会よりを説明を願います。</p> <p>それでは、お手元のページ34ページをお開きください。なお、現況調書は42ページでございます。</p> <p>建設分科会の道路・橋梁の道路維持に係るものでございます。</p> <p>当面、現行どおりとし、合併後3年を目処に新たな制度等を制定するという方針のもとで、個別に調整した結果でございます。</p> <p>道路管理の維持体制でございます。</p> <p>器具等については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>作業員の確保について、両市町で、直営・委託・臨時雇用等状況が異なっておりますので、当面現行どおりとし、合併後3年を目処に新たな制度等を制定をしてみたい。</p> <p>次に、開発行為等でございますが、合併と同時に小林市の例により統一をしたい。</p> <p>開発行為については、現在、小林市においてのみ、要綱、処理要領等に基づいて処理がなされております。合併と同時に、小林市の要綱によって事務処理を執り行ってみたいということでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。報告第36号について、何かご意見、ご質疑ありませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
会長	<p>ありませんね。それではお諮りいたします。報告第36号建設関係につきましては、これを報告のとおり承認するにご異議ありませんか。</p>

<p>会長</p> <p>産業建設部会長(谷元経済課長)</p>	<p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>ご異議なしと認めます。よって、報告第36号は原案のとおり承認されました。</p> <p>続きまして、報告第37号下水道関係についてを議題に供しますが、産業建設部会より説明をしてください。</p> <p>それでは、資料ページ36ページ、現況調書は43ページになります。</p> <p>下水道の使用料でございます。方針としては、小林市の制度等を基本として、合併後3年を目処に統合するように調整するという方針でございます。</p> <p>個別に調整した結果でございます。使用料でございますが、小林市の例を基本として、合併後3年を目処に統合するよう調整をしてみたい。野尻地区におきましては、「合併処理浄化槽の維持管理費よりも、公共下水道へ接続したほうが経済的である」ということで、接続率の向上を図っているところです。このため、合併後3年を目処に統合する野尻地区料金は、合併処理浄化槽維持管理費より低い額で設定し、接続率の向上に努めてまいります。</p> <p>また、水道会計のシステムは、合併後、当分の間、本庁の水道課と野尻庁舎水道部門で別々に稼働せざるを得ない状況でございます。このため、使用料の統合は、本庁水道課に新しい会計システムが整備され、実質的な稼働が可能となる時期としたいということでございます。</p> <p>次に、水道課のメーター検針委託でございますが、小林市水道課にメーターの検針を委託をしているけれども、現行のまま新市に引き継ぐと。</p> <p>野尻地区についても、野尻町水道課の水道特別会計にメーター検針業務費用を支出しているところであり、現行のまま新市に引き継いでまいります。</p> <p>次に、37ページですが、下水道の受益者負担金です。基本的に小林市の制度等を基本として、合併後3年を目処に統合するよう調整するという方針のもとで調整をした結果でございます。</p> <p>野尻処理区において、受益者負担金を徴収をしない。しかし、合併後に認可された地域については、小林市の例のとおり徴収をする。小林市では、受益者負担金の徴収をしていると。小林市の負担金は、家屋1棟当たり7万3,000円の負担金を賦課してございます。合併後の野尻町の地区では、台所の汚水流出箇所に油水分離装置の設置を義務づけるため、小林市下水道条例施行規則に、「また野尻処理区の台所の汚水流出箇所には、油水分離装置を設ける」ことの条文を追記をする。</p> <p>小林都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例は、都市計画法75条の規定に基づき、規定をされているところでございます。野尻町の下水道事業は、都市計画事業以外の事業でございます。当該事業による受益者から事業に要する費用の一部を徴収するためには、地方自治法の規定に基づいた分担金徴収条例を定める必要がございますが、野尻町では定めておりません。よって、野尻処理区において、分担金を徴収をしないということでございます。</p> <p>野尻町地区の現状と今後の方針ということで下に書いてございます。</p> <p>野尻町の既供用開始区域では、負担金を課す代わりに、台所の汚水流出箇所に油水分離装置の設置を義務づけている。合併後の野尻町地区の未供用開始区域を含めた既認可地域については、合併前後による負担金賦課の不公平感を発生させないよう、負担金を課さず、油水分離装置設置を義務づけ、合併後に認可された区域については、小林地区と統一した分担金を徴収をする。その場合、小林都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例ではなく、小林市公共下水道事業分担金徴収条例の新規制定が必要となってまいります。</p> <p>次に、38ページですが、農集排に係る使用料でございます。小林市の制度等を基本として、合併後3年を目処に統合するように調整するという調整のもとに、使用料ですが、新市移行後も現行どおりとし、2種類の料金体制は合併後3年を目処に調整をする。合併時から3年間は現在の料金体制で実施をする。</p>
----------------------------------	---

	<p>合併後3年の間に、各家庭の料金を調査し、併せて住民説明会を実施し、普及を図ってまいりたい。合併から3年後に小林市の一般汚水使用料金はすべて統一をしたい。</p> <p>小林市の料金体系は、水道の使用水量に応じた従量料金制でございます。野尻町は、平等割に人頭割を加えた額でございます。人頭割の場合は、毎月世帯人数を把握をしなければならず、小林市では公共下水道も同じ料金体系であるため、件数が多く調整が難しい。小林市の例で調整を進めてまいりたい。野尻町の世帯も水道メーターがあり、毎月水道課が検針をしているので可能である。しかし、すぐに変更した場合、使用料金の格差が著しい家庭があると予想もされる場所です。</p> <p>各家庭の使用水量を調査をして、節水等をお願いして料金の統一を図っていきたい。検針については、小林で使用している器具を使って実施をしてまいりたい。</p> <p>下のほうにございますけれども、水道システムが変更になるまでの間は、使用料金賦課・徴収業務は、本庁・野尻庁舎で別々に作業する必要があるが、窓口での収納については、本庁・野尻庁舎間で電話連絡等をしながら、どちらでも対応できるようにしてまいりたいということでございます。</p> <p>次に、農集排の分担金でございます。39ページになります。小林市の制度を基本として、合併後3年を目処に統合するよう調整したいという、調整するという方針のもとに、分担金でございますが、両市町で分担金が違う。合併後3年を目処に、小林市の制度に統一をするということでございます。米印で書いてございますように、小林市は3万5,000円、野尻町は1万194円となっております。</p> <p>分担金について、小林市十日町・新田地区は3万5,000円であるけれども、中央地区にはない。野尻町の漆野原地区は、供用開始の告示後10年以上が経過をしている。供用開始後区域の変更としてはないので、既供用開始区域は、合併前の金額とし、合併後に告示をした区域については、新市の規定によることにより公平性を確保をしてまいりたいということでございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ありがとうございます。ただいま報告第37号について、説明をいたしました。何かご意見、ご質疑はありませんか。ありませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>ご意見、ご質疑もないようですので、それではお諮りいたします。報告第37号下水道関係につきましては、報告のとおり承認するにご異議ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>ご異議なしと認めます。よって、報告第37号につきましては報告のとおり承認されました。</p> <p>それでは次に、報告第38号水道関係についてを議題に供します。産業建設部会の説明を願います。</p> <p>それでは、お手元のページ41ページをお開きをください。なお、現況調書につきましては、47ページからとなります。</p> <p>簡易水道事業の水道料金の算定方法ということでございます。</p> <p>当面は、現行の料金体制を維持し、将来的には妥当性、公平性、安全性を尊重し、合併後3年を目処に新たな制度などを制定をする。また経営状況も分析もしていくということでございます。</p> <p>個別調整の結果でございますが、給水条例、規則の制定及び改正ということで。</p> <p>下に表も書いてございますが、併せてご覧をいただきたいんですが、合併後、平成22年4月1日から簡易水道の一部（野尻地区、野尻西部地区、吉村地区）</p>
会長	
会長	
会長	
産業建設部会長（谷元経済課長）	

	<p>が上水道に移行することも考慮し、合併時に給水条例・規則の改正を２段階に行う。１つ目は、合併時の簡易水道会計の統合の改正。２番目に、平成２２年４月１日に簡易水道の一部を上水道に移行する改正ということでございます。</p> <p>下のほうに、図で書いてございますけれども、現在、それから、２２年３月２３日、そして一番右のほうに２２年４月１日ということで、それぞれ数ある水道会計をこのような形で統合を図っていきますよということでございます。</p> <p>次に、合併後の料金算定につきましては、経営状況を分析をしながら、合併後３年を目処に新たな制度などを制定をしてみたい。先にございましたの改正については、合併に関係なく、野尻町で当初から計画をされている内容での改正となりますよということも併せてお含みをいただきたいと思います。</p> <p>次に、４２ページの上のほうにございますけれども、米印で参考までに書いてございますが、水道システムが変更になるまでの間は、使用料金の賦課徴収業務は、本庁・野尻庁舎で別々に作業する必要があるが、窓口での収納については、本庁・野尻庁舎間で電話連絡等をしながらどちらでも対応できるようにしてまいります。</p> <p>次に、簡易水道の水道加入金でございます。</p> <p>一次側においては、すべて水道業者が管理する方向で調整をする。当面現行どおりとし、合併後３年を目処に新たな制度等を制定するという方針のもとに調整がなされました。</p> <p>まず、新規の開設費です。小林市については、加入金という規定はなく、公道部工事費のみ徴収がなされております。</p> <p>野尻町は、工事費とは別に加入金を徴収をしております。合併と同時に小林市の例によって統一をしてみたい。</p> <p>一次側配管の管理ということで、小林市については、すべて事業者で工事をし、管理をしていただいております。野尻町は、工事の際に加入者と折半で費用を負担しているところですが、合併と同時に小林市の例によって統一をしてみたい。</p> <p>メーターの使用料でございますが、小林市については徴収をしておりますけれども、小林地区と須木地区で差異があると。当面、現行どおりとし、合併後３年を目処に、野尻町も含めて統一に向け包括的に検討をしてみたい。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ありがとうございます。報告第３８号について、何かご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質疑もないようですので、お諮りいたしますが、報告第３８号については、これを説明いたしました原案のとおり承認するにご異議ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>ご異議なしと認めます。よって、報告第３８号水道関係につきましては、報告のとおり承認されました。</p> <p>以上で報告事項としての協議は終わったわけでありまして、あと、確認事項をこれから皆さん方にご説明をしたいと思います。</p> <p>続けて確認事項に入ります。事務局、お願いします。</p> <p>資料ページの４３ページをお開きください。</p> <p>これからの協議会の予定でございますが、第７回の協議会を２１年９月２４日午後１時３０分から、小林市中央公民館大ホールで、第８回の協議会を平成２１年１１月２６日午後１時３０分より、野尻町農村環境改善センターホールで、第９回合併協議会を平成２２年１月２８日午後１時３０分より、小林市中央公民館大ホールで、第１０回小林市・野尻町合併協議会を平成２２年２月２５日午後１時３０分より、野尻町農村環境改善センターホールで行う予定でございます。</p>
会長	
会長	
会長	
事務局	

会長	すので、よろしくお願いいたします。
会長	<p>以上です。  確認事項について、何かお聞きになりたいことはありませんか。  〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
事務局	<p>よろしゅうございますか。今説明いたしましたとおり、ご理解を賜りたいと思います。  以上で私の務めは終わらせていただきますが、大変長時間にわたりまして、ご協力賜りましたことをお礼を申し上げます。大変ありがとうございました。  それでは、堀会長、どうもありがとうございました。  委員の皆様、長時間にわたり本当にお疲れさまでございました。  以上をもちまして、第6回協議会のすべてを終了いたします。お帰りの際は、交通事故等にお気をつけてお帰りください。  なお、皆様に名札が配られているかと思いますが、事務局のほうでお預かりいたしますので、その場においてお帰りいただきたいと思います。  また、傍聴の皆様は、出入り口付近に傍聴証の回収箱をご用意しておりますので、そちらにご返却お願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、本日は皆様、大変お疲れさまでございました。  ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">午後3時08分閉会</p>

署名委員

---

署名委員

---